

令和7年7月31日

チャイルドシート、体格に合わせて正しく装着できていますか？ － 正しく装着して正しく乗せることが子どもの命を守ります－

6歳未満の子どもを車に乗せる際には、原則としてチャイルドシートを使用することが義務付けられており、万が一の事故に遭った際には、子どもの安全を守る効果が期待されています。また、6歳以上の子どもでもチャイルドシートを使用するなど、身長などの体格に合わせることが推奨されています。

しかし、チャイルドシートは、適正に使用しなければ、その効果を十分に発揮できないことがあります。消費者庁には、チャイルドシートに関して、適正に使用されていないことが一因と思われる事故情報が寄せられています。

今回は、これらの事故情報などを基に、子どもの安全を守るために、チャイルドシートを選ぶとき、取り付けるとき、使うときのポイントを紹介します。



1. チャイルドシートの使用状況

道路交通法では、運転者に対して、6歳未満の子どもを乗車させる際には原則としてチャイルドシートを使用しなければならないことを義務付けています¹。しかし、「チャイルドシート使用状況全国調査（2024）」²（以下「使用状況調査」といいます。）によると、チャイルドシート使用義務の対象者において必ずしも適正に使用されていない状況が示されています。

¹ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の3第3項

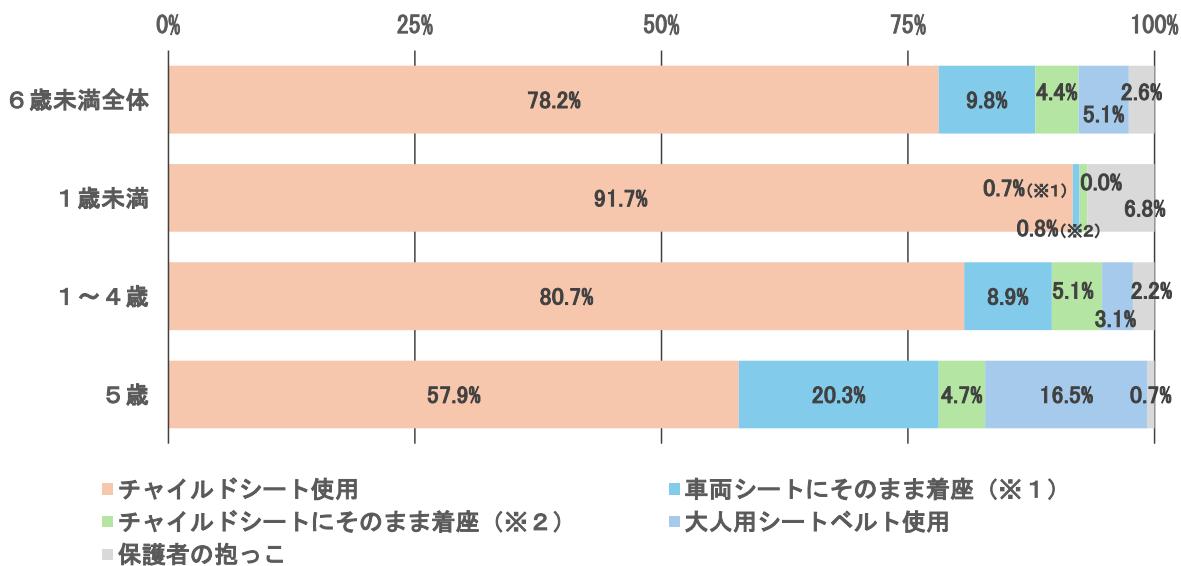
² 警察庁及び一般社団法人日本自動車連盟（JAF）による調査

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/childseat.html>

(1) 使用状況

使用状況調査において、6歳未満全体のチャイルドシートの使用率は、78.2%となっています。年齢別のチャイルドシートの使用率をみると、「1歳未満：91.7%」、「1歳～4歳：80.7%」、「5歳：57.9%」となっており、子どもの年齢が上がるにつれ、使用率が下がる傾向が示されています（図1参照）。

【図1】チャイルドシートの使用状況



(2) 取付状況

使用状況調査において、自動車内にチャイルドシートが正しく取り付けられているかを調査したところ、全体で「しっかり取付け：69.8%」、「ミスユース（正しく取り付けられていない）：30.2%」となっており、チャイルドシートが正しく取り付けられていない状況が一定程度見られる状況となっています。

(3) 着座状況

使用状況調査において、チャイルドシートを使用している6歳未満の子どもを対象に、正しく座らせているか調査したところ、全体で「しっかり着座：55.7%」、「ミスユース（正しく座させていない）：44.3%」となっています。

2. チャイルドシートの事事故例

チャイルドシートは適正に装着・使用しなければ、効果が十分に発揮されず、子どもの安全を守ることができません。ここでは、医療機関から消費者庁に寄せられた、チャイルドシートが適正に使用されていないことが一因と思われる事故事例を紹介します（括弧内は子どもの年齢）³。

³ 消費者庁は独立行政法人国民生活センターと共同で、平成22年12月から、医療機関（令和7年7月時点では32機関が参画）から事故情報の提供を受ける事業を実施しています（医療機関ネットワーク事業）。

【事例 1】

走行中の乗用車の後部座席にこどもを乗せていた。急ブレーキの際にこどもが座席から転げ落ち、下にあった金属製のボックスに後頭部をぶつけた。シートベルト、チャイルドシートはいずれも使用していなかった（3歳）。

【事例 2】

母親が5か月のこどもを後ろのチャイルドシートに乗せようとしていたため、3歳のこどもが座席への固定が不十分な助手席のチャイルドシートに自分で座ったところ、チャイルドシートごと車外に転落した（3歳）。

【事例 3】

車を止めてこどもを降ろす前に母親が荷物を運ぶため車を離れた。チャイルドシートの固定が不十分で、チャイルドシートのベルト（ハーネス）も未装着だったため、チャイルドシートが横にずれてしまい、こどもが開いたドアから地面に転落した（0歳）。

【事例 4】

公園の駐車場で、後部座席のチャイルドシートにこどもを座らせていたがチャイルドシートのベルト（ハーネス）はしていなかったところ、気が付くと地面に仰向けで落ちていた（0歳）。

【事例 5】

自家用車の後部座席に取り付けている年上のきょうだいが使っている学童用チャイルドシートに、1歳のこどもを乗せて時速30kmで走っていたところ、急ブレーキをかけた際にチャイルドシートから落ちた（1歳）。

3. 御注意いただきたいポイント

チャイルドシートは「乳児用」、「幼児用」、「学童用」と三つの種類に分かれています。こどもの体格に合ったものを選び、使用するようにしましょう（図2参照）。

また、6歳以上のことにもについては、法律上チャイルドシートの使用は義務となっていませんが、国土交通省などからは、身長などの体格に合わせてシートベルトが正しく安全に着用できない場合⁴には、引き続きチャイルドシートを使用することが推奨されています。

⁴ 身長150cm以下を目安として推奨しています。なお、シートベルトを正しく着用できず、シートベルトが首やお腹にかかっている場合、事故時の衝撃によって、首を圧迫することや、腹部の内臓を損傷してしまう危険があるとされています。

【図2】体格によるチャイルドシートの使い分け⁵

お子さまの体格による使い分け

チャイルドシートは体重、身長を目安に「乳児用」、「幼児用」、「学童用」と3つの種類に分かれているため、お子さまの成長に合わせてチャイルドシートを使い分ける必要があります。お子さまの体格にあつたチャイルドシートを選びましょう。

注:対象となる身長、年齢は目安です。

乳児用

ベビーシートと呼ばれる
こともあります。

身長: 83cm以下
年齢: 新生児~1歳くらい

- 乳児は、骨格等が未発達のため、頭部から背中にかけて体全体で支えられるように、乳児用チャイルドシートを使用します。
- 乳児用チャイルドシートは後ろ向きまたは横向きに取り付けます。



幼児用

身長: 76~105cm以下
年齢: 1歳~4歳くらい

- 幼児が自分で座れるようになったら、幼児用チャイルドシートを使用します。
- 幼児用チャイルドシートは前向きに取り付けます。



学童用

ジュニアシートと呼ばれる
こともあります。

身長: 150cm以下
年齢: 4歳~12歳くらい

- チャイルドシートの使用義務は6歳未満ですが、シートベルトが正しく利用できるまでは、学童用シートを必ず使用しましょう。

※学童用は車両のシートベルトの性能が大きく影響するためアセスメントの対象としていません。



(1) チャイルドシートを選ぶ際のポイント

チャイルドシートを購入等する際は、使用する車に適合しているか確認しましょう。チャイルドシートメーカーなどから出されている「車種別チャイルドシート適合表」などで、使用する自動車に取り付けられるかどうかを確認しましょう。もし、適合するかどうかが分からぬ場合、販売店やメーカーに確認するようにしましょう。

また、国土交通省の定める保安基準（以下「安全基準」といいます。）に適合したマークが付いているかを確認しましょう。国土交通省の定める安全基準への適合が確認されたチャイルドシートには、いわゆる「Eマーク」が添付されています。安全基準に適合したものでなければ、チャイルドシートとして使用することはできませんので、必ずEマークのついたものを使用しましょう（図3参照）。

なお、新たに購入等する際は、チャイルドシートの安全性向上が図られた新安全基準であるUN-R129⁶に適合したチャイルドシートを選択するとよいでしょう。

⁵ 国土交通省監修、ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）発行「チャイルドシート安全比較BOOK」17頁（2025年3月）より抜粋（一部改変）

https://www.nasva.go.jp/mamoru/download/JNCAP_2025.3_panf_child.pdf

⁶ UN-R129に適合したチャイルドシートとして製造されている代表的なものには、「一体型汎用ISO-FIX改良型幼児拘束装置(i-Size)」と「非一体型汎用改良型幼児拘束装置(i-Sizeブースターシート)」があります。これらはISO-FIX固定方式となっているほか、前後からだけでなく側面衝突時の安全評価が追加されています。

加えて、独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）では、市販されている個々のチャイルドシートについての安全性能を評価しており、その結果を公表しています。結果は、「チャイルドシートアセスメント検索一覧」⁷で確認できますので、こちらも安全なチャイルドシート選びの参考にしてください。

【図3】チャイルドシートが安全基準に適合していることを示すマーク⁸

チャイルドシート安全基準マーク

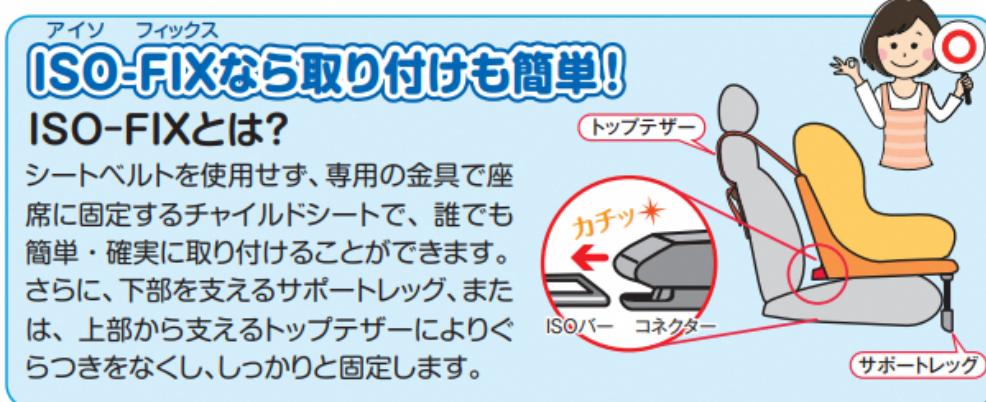
国土交通省の安全基準に適合したものには右図のような型式認定マークがチャイルドシートに表示されています。チャイルドシートを選ぶときは、型式認定マークがついているか確認しましょう。



（2）チャイルドシートを取り付ける際のポイント

シートベルト固定方式よりも誤使用の少ないとされるISO-FIX固定方式のチャイルドシートを使用しましょう（図4参照）。

【図4】ISO-FIXについて⁹



チャイルドシートは、子どもの体格や固定方式などによって、製品ごとに取付け方法が異なります。取扱説明書に加え、シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会や、日本自動車連盟（JAF）が公開しているチャイルドシートの取付け方法を解説した動画¹⁰なども参考に、しっかりと取り付けましょう。

⁷ ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）「チャイルドシートアセスメント検索一覧」
https://www.nasva.go.jp/mamoru/assessment_child/list/1?brand_id=&model_id=&type_id=&keyword=&testfy=

⁸ 前掲注5 16頁

⁹ 前掲注5 18頁

¹⁰ シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会「シートベルト・チャイルドシートの正しい着用」<https://seatbelt-childseat.jp/wear>
一般社団法人日本自動車連盟（JAF）「正しいチャイルドシートの取り付け方」
<https://jaf.or.jp/common/safety-drive/protect-life/child-seat/attachment>

なお、助手席にチャイルドシートを取り付けることは法律上禁止されていませんが、助手席は事故時に衝撃が集中しやすいやエアバッグの展開によりこどもに危険を及ぼすことがあることから推奨されていません。チャイルドシートは後部座席に取り付けましょう。

(3) チャイルドシートを使用する際のポイント

車での移動が短時間であってもこどもをチャイルドシートに正しく座らせるようにし、子どもの体格などに応じ、シートの角度や背面の高さ、ベルトの長さを調節してバックルを確実に締めましょう。特にチャイルドシートの肩ベルトが緩んでいると、子どもがチャイルドシートから抜け出し、肩ベルトが首に掛かってけがをする危険があります。また、チャイルドシートにこどもを座らせるときには、チャイルドシートからの転落を防ぐために、短い時間でもベルトを付けた状態で座らせるようにしましょう。

さらに、暑い季節には、チャイルドシート本体やベルト等で使用されている金具部分などが熱くなり、子どもが火傷をするおそれがあります。こどもをチャイルドシートに座らせる際には、各部に触れて確認してから座らせるようにしましょう。

【参考動画】

- 一般社団法人日本自動車連盟（JAF）
「チャイルドシート・ジュニアシートの重要性」



https://www.youtube.com/playlist?list=PLJfKB1JtrvvsB17u8iKRFtLoqqRMF60Y_

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 8800 (代表)

URL : <https://www.caa.go.jp/>